

H 2 1 ワミ 沢山腹工設計業務説明書

1. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト
	判断基準			
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	(様式－6) ①当該業務に関する部門（河川、砂防及び海岸、海洋部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外	① 10 ② 加点しない
	地域性	地域精通度	(様式－8) 平成11年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ①当該事務所における業務受注実績あり。 ②関東地方整備局管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5 ② 3
	業務経験	業務実績	(様式－5) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある なお、業務実績が無い場合は選定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。	① 20 ② 10
			参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務の業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は選定しない。	－
	専門技術力	業務成績	平成15年度から19年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満 ⑦ 60点未満 なお、500万円以上の関東地方整備局発注業務の実績がない場合は、加点しない。	① 20 ② 16 ③ 12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 加点しない ⑦ 選定しない
		優良表彰	(様式－7) 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成15年度から平成19年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記の順位で評価する。 ① 優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務成績が5件以上ある者。 ② 優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が3件以上5件未満ある者。 ③ コスト縮減優良表彰を受けた経験がある者。	① 5 ② 3 ③ 1

	誠実な行為 事故及び不	関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意又は瑕疵請求 ②口頭注意	① - 5 ② - 3
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士 ・技術士(総合技術監理部門：建設一河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ・技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。 ・技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)に4年以上従事している者。 ②RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ③工学博士・農学博士(専門分野：砂防に関する研究) ④同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) なお、上記以外の場合は選定しない。	① 10 ② 5 ③ 10 ④ 10
	業務経験	業務実績 (様式-2)(様式-3) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。 ③同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ④類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ⑤砂防に関する研究実績を有する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、業務実績が無い場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満の場合は選定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。⑤を実績とする場合、研究内容がわかる資料を添付すること。	① 20 ② 16 ③ 20 ④ 16 ⑤ 12
	専門技術力	業務成績 平成16年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ①85点以上 ②80点以上85点未満 ③75点以上80点未満 ④70点以上75点未満 ⑤65点以上70点未満 ⑥60点以上65点未満 ⑦60点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、過去5年間の500万円以上の関東地方整備局(港湾空港関係除く)発注業務がない場合、加點しない。	① 20 ② 16 ③ 12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥加點しない ⑦選定しない
		平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	- 5

	優良表彰	(様式-2)(様式-3) 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成15年度から平成19年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件以上ある者。	① 5
	地域性 地域精通度	(様式-2) 平成11年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局管内における業務実績あり。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5 ② 3
	専任性 手持ち業務量	(様式-2) 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円以上または件数10件以上の場合。または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が4億円以上または件数が10件以上は選定しない。	数値化しない
業務実施体制	の 業務 実施 体制	(様式-4)(様式-9) 業務の分担について記載する。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「河川、砂防及び海岸、海洋部門」の技術管理者。
- ③ 地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第718号)第3条の一に該当する技術管理者。
- ④ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

2. 技術提案書を特定するための基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	管理 技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士 ・技術士(総合技術監理部門：建設一河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ・技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。 ・技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)に4年以上従事している者。 ②RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ③工学博士・農学博士(専門分野：砂防に関する研究) ④同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) ⑤上記以外	①10 ②5 ③10 ④10 ⑤特定しない
	業務実績	(様式-2)(様式-3) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。 ③同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ④類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ⑤砂防に関する研究実績を有する。 ⑥上記以外 ⑦実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満である場合 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	①20 ②16 ③20 ④16 ⑤12 ⑥特定しない ⑦特定しない

専門技術力	業務成績	平成16年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満 なお、過去5年間の500万円以上の関東地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務の実績がない場合、加点しない。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 管理技術者が60点未満の場合、特定しない。	① 20 ② 16 ③ 12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 加点しない
		平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	－ 5
	優良表彰	（様式－2） 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成15年度から平成19年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上（技術者評価）の業務が2件以上ある者。	① 5
	地域性	（様式－2） 平成11年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3
実施方針・実施フロー・工程表その他<様式－3>	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	15
参考見積	参考見積りの妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。	数値化しない

（※） マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 付け建設省告示第717号）第3条の一に該当する「河川、砂防及び海岸、海洋部門」の技術管理者。
- ③ 地質調査業者登録規程（S52.4.15 付け建設省告示第718号）第3条の一に該当する技術管理者。

- ④ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

[標準様式 7-3] (土木関係建設コンサルタント業務等の場合)

プロポーザル評価表 (技術者評価型)

1. 業務名 : H 2 1 ワミ 沢山腹工設計業務
2. 所属事務所 : 日光砂防事務所
3. 方式 : 簡易公募型プロポーザル方式
4. 技術提案書の提出要請日 : 平成20年 7月 16日
5. 特定通知日 : 平成20年 8月 5日

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	1	
			日本工営 (株)	
			評価	評点
管理技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野内容	10	①	10
	同種又は類似業務の実績	20	①	20
	担当した関東地方整備局発注業務の業務成績	20	③	12
	平成19年度以降に担当した関東地方整備局発注業務の	(-5)	—	—
	技術者表彰・業務表彰経験、良好な成績の有無	5	—	—
	当該事務所・周辺での業務実績	5	①	5
実施方針・工程表その他	業務理解度	15	B	13
	実施手順	15	C	11
	工程表	10	B	7.3
	その他	15	B	12
合 計		115	90.3	
参考見積		数値化しない	—	—